

平成30年10月17日

株式会社ミダック

代表取締役 様

浜松市長 鈴木 康友



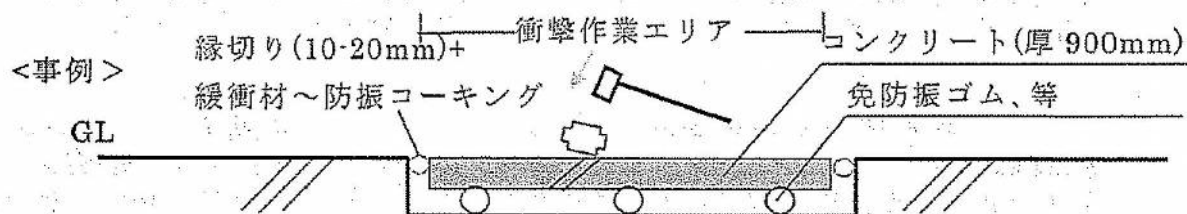
専門的知識を有する者からの意見・提案について（通知）

平成29年9月27日付けで受け付けた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第15条第2項に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書について、平成30年10月24日（水）に法第15条の2第3項の規定に基づく専門的知識を有する者に意見を聴くところであるが、専門的知識を有する者より事前に下記の意見・提案が出されました。つきましては、意見聴取会当日に意見・提案に対しての見解を説明できるよう準備をお願いします。

記

【意見・提案】

- 1 振動については、杭の打ち込み等に類する大きな作業は日常的には無いと思われるが、もし定期的なその種の（地盤に直接衝撃エネルギーを与える）作業が見込まれる場合は、防振支持した「衝撃作業エリア」を設置するなどの配慮を行うことが望ましい。



- 2 「内部が見えない」ことにより、地域住民の不安や不信をかこっていることがある。そこで提案として、現在のような仮囲いは中止し、最近の高速道路の防音塀のような「透明で内部が見える仮囲い/防音壁（或いは、目の高さのみ透明部材で構成）」にしたらどうかと思う。素材としては、10mm程度のアクリルか、ガラスで遮音性も十分に高く、仮に処理中に多少の音が出たとしても、外部に大きな騒音が漏れることはなく、かつ視覚的には内部が見えて開放的なので、住民側の安心感や処理施設側との信頼関係も自然に醸成されると思われる。

- 3 当計画は、検討・説明が始まってから非常に長い時間が経過しており、このくらいの思い切った提案がないと、地元の不安感は払拭できないのではないかと拝察する。

例えば、

- ・“内部作業が見える開放的で安全な産廃施設”（騒音低減+安全確保+防犯を意図した透明な防護壁／窓）
- ・「作業は計画～事前説明のとおり行っており、それは住民の皆さんにもいつでも外から確認・チェック頂けます。」
- ・「加えて、内部はいつでも見学ができますので、ご希望があれば係員にお声をかけて下さい。改善提案などについても歓迎いたします。」

- 4 環境影響評価の基本的な考え方として、法令を遵守するだけでなく、また、基準をクリアするだけでなく、最善を求めることが求められている（ベスト追求型）。現状が碎石場ということであれば、自然環境保全の側面からは、求める最善のレベルは決して高度なものではない。現状と比べて何がどの程度変化するかをわかりやすく示すことが重要である。さらに、近年の災害対策を考えると、万が一の場合を幅広く想定し、発災した場合の責任の所在や補償のあり方をあらかじめ示しておくことも（関係する住民との）コミュニケーションには不可欠である。

遮水工の構造・モニタリング実施等、最終処分場に要求されている基本的な対応は出来ていると思われる。従って、施設の建設によって何がどの程度変化するかを明確に示す資料が必要である。

一般的に、環境影響評価では、造成時、共用時、災害時に分けてその影響を予測し評価する。評価結果や影響を軽減する措置が不明確であれば、賛同が得られにくくなると思われる。

造成時において住民が憂慮している問題として、工事途中の地震や大雨による斜面崩壊、土砂流出が上げられる。また、工事車両による交通障害を心配する住民も多いと思われる。この対応を明確に示すことが必要である。

共用時においては、有害物質の放出・流出の心配を払拭しなくてはならない。浸出水の処理方法、有害物質を検出する方法、検出された場合の対応、放流水や放出ガスの性質やそれへの対応など、通常のマネジメントの手順を明確に示すことが必要である。

災害時については、どのような甚大な災害まで想定しているか、近年の自然災害を考えると想定範囲が課題になってくるとと思われる。

浜松市環境部産業廃棄物対策課 許可審査グループ

TEL 053-453-6190

FAX 053-453-6001

E-mail:sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp